

学校感染症による出席停止について

学校感染症は、学校において予防すべき感染症として、学校保健安全法に定められた感染症のことです。児童が下記の感染症にかかった場合は、本人の休養と他への感染、流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）となります。

医師の許可が出るまでは家庭でゆっくり休養し、登校の際には医師の許可をいただいてから（口頭でよい）、保護者が「登校届」を記入し、提出してください。ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

手続き方法 学校感染症（出席停止になる病気）と診断されたら・・・

① 診 断 さ れ た ら	○ 医療機関で診断されたら、学校へすみやかに連絡する。 〈学校への連絡内容〉*印は、保護者が医師に確認する。 ・病名（インフルエンザの場合は、インフルエンザ A 型か B 型か） ・診断された病院名、初診日 ・発症した日 ・症状（発熱、発疹、嘔吐、咳、腹痛など） * 治癒までのおおよその期間 * 登校開始の目安（解熱後2日過ぎるまで、咳が治るまで、発疹がかさぶたになるまで・・・等） ○ 医師の指導を守り、学校を休み、治療、療養する。
② 治 癒 後	○ 医師より登校の許可が出たら、保護者が「登校届」に必要事項を記入する。 ○ 児童が登校する日に、「登校届」を必ず担任に提出する。 配布した「登校届」は、ご家庭でコピーをして使ってください。学校のパソコンからダウンロードもできます。

主な感染症における登校基準一覧

～学校保健安全法施行規則より～

感染症名	登校基準（目安です。個人差もあるため、必ず医師の指示に従ってください。）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風疹（3日はしか）	発疹がすべて消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
溶連菌感染症	適切な抗生剤治療開始後24時間を経て、解熱し、全身状態が良好になるまで
感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態がよい者
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、全身状態がよい者
手足口病	全身状態が安定した者
ヘルパンギーナ	全身状態が安定した者
伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態のよい者

登 校 届

足利市立筑波小学校長 様

インフルエンザ の場合、○型と
ご記入ください。
(例) インフルエンザ A 型

年 組 番 児童氏名

病 名	
診断を受けた病院	
出席停止期間（休んだ日）	令和 年 月 日 ~ 月 日

医師の許可が出ましたので登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名



登 校 届

足利市立筑波小学校長 様

インフルエンザ の場合、○型と
ご記入ください。
(例) インフルエンザ A 型

年 組 番 児童氏名

病 名	
診断を受けた病院	
出席停止期間（休んだ日）	令和 年 月 日 ~ 月 日

医師の許可が出ましたので登校します。

令和 年 月 日

保護者氏名

